

「福岡市一時預かり事業補助対象事業者選考」に関する質問と回答について

令和8年7月31日時点

No.	質問事項		質問内容	回答
1	福岡市一時預かり事業実施要綱	第12条 配置基準	一時預かり事業の利用児童について、本園の同学年クラスが実施する園外保育(散歩・遠足等)に同行させることは可能か。 可能な場合、福岡市一時預かり事業実施要綱第 12 条に定める「専ら当該一般型一時預かり事業に従事する」保育従事者の配置基準について、園外保育に同行した場合も専任性が保たれているとみなせるか。	一時預かり事業の利用児童を、園外保育に同行させることは可能です。ただし、保護者への事前説明を行い、同意を得た上で実施してください。 園外保育に同行する場合も、本園の保育従事者と別に、福岡市一時預かり事業実施要綱第12条に定めるとおり、一時預かり専任の保育従事者を配置する必要があります。 なお、園外保育中の時間帯に、園内に残る一時預かりの利用児童がいるなど、同時時間帯において一時預かり実施場所が複数に分かれる場合は、それぞれの実施場所において、その人数及び年齢に応じて、福岡市一時預かり事業実施要綱第12条に定めるとおり一時預かり専任の保育従事者を配置し、配置基準を満たしていただく必要があります。
2	福岡市一時預かり事業実施要綱	第7条 実施時間	一時預かり事業の利用児童について、事前に利用登録(利用申込)を行った上で、本園が運行する通園バスを利用した送迎(バス通園)を行うことは可能か。 可能な場合、同要綱第 7 条に定める「実施時間(連続した 4 時間以上)」の算定上、バス乗車時間を実施時間に含める必要があるか。	差し支えありません。 バスの送迎時間は、一時預かり事業の実施時間には含められません。 なお、実施にあたっては、福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針を遵守してください。 ただし、本事業においては、0～1歳児の送迎利用については、現時点では想定しておりません。 詳細は、受託決定後、市と協議を行ってください。

3	事業者募集要項	4 補助金の交付	一時預かり事業を本園の既存事業と一体的に実施する場合、事務経費(事務職員人件費、賃借料等)は、一時預かり事業に係る按分割合をどのように算定すればよいか。 按分の考え方(従事時間割合、面積割合等)について、市が推奨する算定方法があればご教示いただきたい。 あわせて、按分の根拠資料として市への提出が必要な書類(勤務記録等)はあるか。	按分割合の例示は以下のとおりです。 <table><tr><th colspan="3">経費区分</th></tr><tr><td>1. 人件費</td><td>保 育 従 事 者、事 務 員 等</td><td>施設全体で給与を支払っている場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間)</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 管理費 (施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費等)</td><td>賃借料</td><td>面積按分(一時預かり事業面積÷全保育室面積)</td></tr><tr><td>賃借料以外の管理費</td><td>施設全体で購入・利用した場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間))</td></tr><tr><td>3. その他必要な経費</td><td></td><td>原則として実支出額(施設全体で購入した場合は利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間))</td></tr></table> 現地調査の際や必要が生じた場合に、按分の根拠となる資料(利用時間、保育室の面積、勤務時間が分かるもの等)のご提示をお願いする場合がございます。 なお、福岡市一時預かり事業補助金交付要綱第 10 条に定めるとおり、同施設において、特定教育・保育施設や、特定地域型保育事業、こども誰でも通園制度、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業などの事業を一体的に実施している等の場合は、「<u>事務経費加算</u>」については対象外となりますので、ご注意ください。	経費区分			1. 人件費	保 育 従 事 者、事 務 員 等	施設全体で給与を支払っている場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間)	2. 管理費 (施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費等)	賃借料	面積按分(一時預かり事業面積÷全保育室面積)	賃借料以外の管理費	施設全体で購入・利用した場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間))	3. その他必要な経費		原則として実支出額(施設全体で購入した場合は利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間))
経費区分																		
1. 人件費	保 育 従 事 者、事 務 員 等	施設全体で給与を支払っている場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間)																
2. 管理費 (施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費等)	賃借料	面積按分(一時預かり事業面積÷全保育室面積)																
	賃借料以外の管理費	施設全体で購入・利用した場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間))																
3. その他必要な経費		原則として実支出額(施設全体で購入した場合は利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間))																
4	事業者募集要項	4 補助金の交付	福岡市一時預かり事業補助金交付要綱の対象外経費(共通)として「駐車場経費」が掲げられているが、一時預かり事業の実施施設において、保育従事者用ではなく、利用者(送迎する保護者)の利便性向上のために別途賃借する駐車場についても、同要綱に定める対象外経費「駐車場経費」に該当するのか。	駐車場経費については、利用者・職員用いずれの場合の用途でも、補助対象外となります。														

5	事業者募集要項	3公募の条件 (3)事業の実施について	新たに認可外保育施設として一時預かり事業(一般型)を開設する場合を想定しており、下記の建物条件について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第 32 条第8号に定める「2階に保育室等を設ける場合の要件」を満たすものと解釈してよろしいか。 ○建物構造:鉄筋コンクリート造・耐火建築物(建築基準法第 61 条の規定による耐火建築物に該当) ○保育室等の設置階:2階 ○2階への昇降手段: ・常用:屋外階段(1系統) ・避難用:常用とは別系統の屋外階段(1系統) ・いずれも、保育室等の各部分から階段までの歩行距離は 30m以内	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第32条(下記参照)に定める「2階に保育室等を設ける場合の要件」を概ね満たしておりますが、確認は応募後の審査によります。 (抜粋) ハ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を<u>二階に設ける建物</u>は、<u>次のイ、ロ及びヘの要件</u>に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。 <table><tr><th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr><tr><td>2階</td><td>常用</td><td>1 屋内階段 2 屋外階段</td></tr><tr><td></td><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td></tr></table> (省略) ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
階	区分	施設又は設備											
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段											
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段											

6	事業者募集要項	3公募の条件	(1)1事業者が、所在地の異なる複数施設について、同一の公募回に同時に応募することは可能か。募集要項上、応募者・応募施設数についての制限(1事業者につき1施設まで、等)はあるか。 (2)複数施設を同時に応募した場合、募集予定数(5か所程度)との関係で、選定審査上の取り扱いに何らかの影響(例:1事業者からの複数採択には慎重な検討がなされる等)はあるか。	(1) 所在地の異なる複数施設について、同一の公募回に応募いただくことは可能です。1事業者が応募できる施設数についての制限はございません。 (2) 複数施設応募いただいた場合でも、同一事業者であることによる選考審査上の取り扱いに影響はございません。
7	事業者募集要項	3公募の条件	現在認可外保育園を1施設運営しており、今年度新たにもう1施設開設予定。 それぞれの施設での申請は可能か。その場合、開設者単位か、施設単位か。また、同一法人の複数施設で採択がされる可能性があるのか。	複数施設での申請は可能です。質問6に記載のとおり、1事業者が応募できる施設数についての制限はございません。施設単位での申請・事業実施となります。 同一法人の複数施設で採択がされる可能性はございます。複数施設応募いただいた場合でも、同一事業者であることによる選考審査上の取り扱いに影響はございません。
8	事業者募集要項	4補助金の交付	幼稚園型認定こども園、こども誰でも通園制度実施施設において一般型一時預かり事業を実施する場合、補助金交付要綱第10条に定める「特定教育・保育施設」及び「特定乳児等通園支援事業所」に該当するため、事務経費加算(別表3)の対象外となるという理解でよいのか。	幼稚園型認定こども園やこども誰でも通園制度実施施設において、一体的に事業を実施する場合は、福岡市一時預かり事業補助金交付要綱の別表3の事務経費加算は対象外となります。

9	事業者募集要項	3公募の条件 (3)事業の実施について	一時預かり事業の実施にあたり、通常の教育・保育活動と同様の月案・週案等のカリキュラム(指導計画)の作成が必要か。必要な場合、様式や記載事項について市が定める基準・様式があるか、あわせてご教示いただきたい。	一時預かり事業の実施にあたりましては、保育所保育指針(平成29年度厚生労働省告示第117号)を適用いたしますが、単発の預かりの利用を前提としているため、月案・週案等の指導計画の作成は任意としております。
10	事業者募集要項	2公募の概要	一般型の場合、職員を常に配置しておかなければならないが、人件費が賄えるほどのニーズがあるのか。	一時預かり(一般型)の延べ利用者数は過去5年間にわたり増加しており、一定のニーズがあるものと考え、今回新規開設事業所を募集するものです。なお、所定の休業日以外は原則開所いただく必要がございますが、利用予約が入っていない日や時間について、配置は必須ではありません。
11	事業者募集要項	2公募の概要	公募の可能エリアについて、およびその公表は可能か。 駅周辺等利便性が高い地域で一定の利用児童が見込まれる場所、と募集要項にあるが、あらかじめ見込まれる地域で応募を検討したい。	本公募においては、駅周辺等利便性の高い地域で一定の利用児童が見込まれる場所で開設する事業者を募集しております。選定にあたりましては、既存の一時預かり事業実施場所とのバランスや全市的な配置バランスも一定考慮いたしますが、特定の地域を指定するものではありません。
12	事業者募集要項	5事業者の選定 (5)提出書類	土地建物が賃貸の場合で、新築予定の物件を賃貸する場合、応募時点で平面図・施設の写真・消防関連等の書類が揃わないが、問題ないか。	応募可能です。応募書類提出時に、理由書(任意様式、提出が間に合わない理由と提出予定日を記載すること)を添付してください。 なお、準備ができ次第、速やかに提出いただくものとし、遅くとも 10～11 月頃予定の選考協議会の3週間前頃までにはご準備ください。

13	事業者募集要項	4補助金の交付	現在運営している小規模保育園を増築又は新築で別棟を建築し、一時預かり事業を応募予定。この場合、運営費の事務経費加算について、事務職員の配置は、一体的に事業をしているので対象外だが、建物賃料については一体的ではなく、新たに建築するので事務経費加算の対象になるか。	運営されている小規模保育園と事務職員の配置を一体的に実施している場合、事務経費加算そのものが対象外となります。そのため、建物賃料についても事務経費加算としては対象外となります。 なお、事務経費加算が対象外の場合でも、運営費基本分の経費として、一時預かり実施にあたり必要な事務員人件費や建物賃料を計上することは可能です。
14	事業者募集要項	3公募の条件	事業者要件「令和8年7月1日時点において、就学前児童の預かり事業の実績があること」および実施施設の要件について。 (1)福岡市外かつ開設後1年未満の認可外保育施設の運営実績は、上記の実績要件を満たすものとして扱われるか。 (2)現在運営する認可外保育施設が福岡市外にある場合、応募時点で申請者が保有できるのは市外発行の証明書のみとなるが、これをもって指導監督基準を満たす実績として扱われるのか。 (3)福岡市による正式な証明書の交付および立入調査が、応募締切後から選定までの間に完了する見込みの場合、応募時点では市外発行の証明書及び福岡市への手続き着手を示す疎明資料をもって応募することは可能か。	(1)「就学前児童の預かり事業の実績」は、福岡市外での実績についても認めます。 ただし、令和8年7月1日時点で、「当該施設が指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、申請時点における直近の認可外保育施設立入調査を受けて、改善指導を受けていないこと。又は、改善指導を受けている場合は、その指導項目について改善措置がなされていること。」は、福岡市外での実績についても必要となります。 なお、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付予定の場合は、実績としては認められません。 (2)他の自治体より交付されている「指導監督基準を満たす旨の証明書」がある場合は、本公募要件の指導監督基準を満たす実績として認めます。 (3)他自治体での実績分の「指導監督基準を満たす旨の証明書」及び福岡市への手続き着手を示す疎明資料をもって応募することは可能です。

15	福岡市一時預かり事業実施要綱	第6条第2号実施の要件	「事業専用保育室の確保」(実施要綱第6条第2号)について。 (1)同条ただし書の「専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がないと市長が認める場合」とは、具体的にどのような基準・事例を想定しているか。 (2)同一施設内で、一時預かり事業(定員10名・専用スペース確保)に加えて、認可外保育としての月極保育および市外在住者向けの一時預かり(いずれも自主事業・常時1～3名程度)を少人数併設することは可能か。 (3)併設が可能な場合、保育室の面積基準(2歳未満3.3㎡/人等)の算定はどの範囲か。一時預かり専用スペースのみか、施設全体か。	(1)個別の事案ごとに判断します。原則、専用の部屋が必須となります。 (2)併設は可能です。なお、一時預かりと他事業を実施する時間や保育室などが同じ場合は、各事業の実施にあたり法令で定められている設置や運営に関する基準を遵守してください。 (3)一時預かり事業の保育室の面積基準については、施設全体の面積ではなく、一時預かり事業のために必要な専用スペースの範囲で算定してください。
16	事業者募集要項	2公募の概要	事業開始時期について、募集要項では「原則令和8年度中(選定状況等により協議の上決定)」とされている。 実施予定物件の引渡し時期が令和8年12月～令和9年2月頃となる場合、開設準備の完了および事業開始が令和9年4月となることは認められるか。 その場合、開設準備経費補助(令和8年度中に開設準備完了が要件)の取扱いはどうになるか。	原則、令和8年度中(令和9年3月31日まで)の開設としますが、物件の引き渡し等やむを得ないと認められる場合は、令和9年度の開設(事業開始)についても認めます。開設日については、市と協議のうえ決定しますが、なるべく早期の事業開始をお願いします。 開設準備経費補助については、令和8年度中の開設準備完了が要件のため、令和8年度中に完了しない場合は対象外となります。

17	事業者募集要項	4補助金の交付	開設準備経費補助について「交付決定前に契約、着工しているものについては対象としない」とされているが、 (1)選定結果通知(11月予定)後、交付決定前の期間に締結した賃貸借契約に係る礼金・開設前月分賃借料は補助対象となりますか。 (2)選定通知後、交付決定の時期の目安は。	(1)対象外となります。 (2)選定通知後、事業者より交付申請をいただいて1か月ほどを目安としております。
18	事業者募集要項	4補助金の交付	開設準備経費補助金「建物の改修に必要な工事請負費」について、以下は対象に含まれるか(いずれも建物の構造体には関わらない工事を想定)。 (1)電気設備工事(分電盤・配線の増設等) (2)都市ガスの引込み・配管工事 (3)給食の受入れ・再加熱・保存のためのスペースの内装造作および厨房機器(初度備品) (4)空調設備の設置	いずれも、躯体など建物の構造体(柱や梁、壁、天井、基礎など)に関わらない工事かつ、一時預かり事業の実施に必要な環境整備として行う場合は対象となります。

19	事業者募集要項	5事業者の選定 (5)提出書類	提出書類「設置者の財務状況が分かる書類(直近3年分)」について。 個人事業主で令和8年4月開業のため、開業後の確定申告書がない。また、開業以前は給与所得者として複数の勤務先から給与を得ており、配偶者の扶養の範囲内で確定申告は行っていない。 (1)開業以前の年分については、各勤務先の源泉徴収票の写しを提出する理解でよい。 (2)源泉徴収票の再発行が期限に間に合わない場合、市区町村発行の所得証明書(課税証明書)をもって代えることは可能か。 (3)開業後の年分について、月次試算表、預金残高証明、事業計画書・収支計画等による代替は認められるか。必要とされる書類の範囲は。	(1)お見込みのとおりです。 (2)源泉徴収票が提出できない場合は、確定申告書の写しをご提出ください。市区町村が発行する所得証明書(課税証明書)等により収入状況の確認が可能な場合は、参考資料として提出いただくことは差し支えありません。 (3)決算報告書(貸借対照表、損益計算書、財産目録)に相当する内容が分かる書類をご提出ください。月次試算表、預金残高が確認できる書類、事業計画書、収支計画書等について、参考資料として提出いただくことは差し支えありません。
20	福岡市一時預かり事業実施要綱	第12条 配置基準	保育従事者の「専従」(実施要綱第12条)について。 (1)同一施設内で自主事業(月極保育等)を併設する場合、一時預かり事業の実施時間帯において、一時預かり業務に専任していれば「専従」と認められるか。それとも雇用上、一時預かり業務専属である必要があるのか。 (2)施設長が専従の保育従事者を兼ねることは可能か。	(1)一時預かり事業の実施時間帯において、一時預かり業務に専任していれば「専従」と認めます。雇用上は、他事業との兼務でも差し支えありません。 (2)施設長が専従の保育従事者を兼ねることは可能です。なお、一時預かりの対象経費として算定できるのは、一時預かり事業にかかる経費のみとなりますので、ご注意ください。

21	事業者募集要項	4補助金の交付	別表1「保育従事者が全て保育士の場合」について。 この「全て保育士」の判定は、年間を通じて事業に従事した保育従事者全員によるものか。日毎の配置単位で判定されるものか。 例えば、通常は保育士2名で運営し、臨時的に子育て支援員研修修了者が従事した日がある場合、基準額はどのように算定されるか。	別表1「保育従事者が全て保育士の場合」を満たすのは、年間を通して、一時預かり実施のすべての時間帯において、保育従事者が全て保育士の場合となります。 質問の事例においては、別表2(別表1以外の場合)が適用となります。
22	事業者募集要項	5事業者の選定 (5)提出書類	提出書類15「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」について、福岡市外在住・市外事業所の個人事業主で福岡市税の納税義務がない場合、どの証明書をどの窓口で取得すればよいか。	居住地の市区町村税に滞納がないことが確認できる証明書をご提出ください。 証明書の発行窓口に関しましては、居住地の市町村の税務担当窓口にご相談ください。
23	福岡市一時預かり事業補助金交付要綱	第15条 補助金の交付時期	交付要綱第15条ただし書に基づく概算払いは、初年度から適用されるのか。適用される場合、交付の回数・時期の目安(例:四半期ごと等)、および年度終了後の精算・確定払いの時期は。	初年度から適用されます。参考として、令和7年度の概算払いの場合は、6・7・10・1月の4回払いで、年度終了後の精算・確定払いは翌年5月末頃です。

24	事業者募集要項	3公募の条件	児童福祉法施行規則第36条の35第1号ホでは、食事の提供について「施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む」とされている。 (1)当方が運営する連携施設(福岡市外・自園調理)で調理した給食を実施施設へ搬送して提供する方式は認められるか。 (2)認められる場合、実施施設側に求められる設備(加熱・保存等)の具体的内容と、搬送に関して遵守すべき衛生基準・届出は。	(1)差し支えありません。 (2) <外部搬入により食事の提供を行う場合の要件> ・利用児童に対する食事の提供の責任が一時預かり実施事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ・一時預かり事業実施事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 ・調理業務の受託者は、一時預かり事業実施事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 ・利用児童の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ・食を通じた利用児童の健全育成を図る観点から、利用児童の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。 【参考】 <食事を提供する場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む)> ・加熱や保存等必要な調理設備を備えること。 ・衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成 24 年3月厚生労働省)、「授乳・離乳の支援ガイド」(令和元年3月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会)を参照して対応するほか、食物アレルギーを有することにもついては「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019 年改訂版)」(平成 31 年4月厚生労働省)を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応することが必要であること。
----	---------	--------	---	---

25	事業者募集要項	5事業者の選定 (5)提出書類	一時預かり事業を予定している建物の耐震診断書類が、業者の都合により9月末にしか準備できない。 その場合は、耐震診断報告書のみ後日提出することは可能か。	質問の事例の場合も応募可能です。応募書類提出時に、理由書(任意様式、提出が間に合わない理由と提出予定日を記載すること)を添付してください。 なお、準備ができ次第、速やかに提出いただくものとし、遅くとも10～11月頃予定の選考協議会の3週間前頃までにはご準備ください。
----	---------	--------------------	--	---